

住まいの安心・安全のため、
防犯カメラや人感センサーライト等の設置を支援します！



回覧

住まいの防犯対策補助金のご案内

※この事業は、国の重点支援地方交付金を活用しています

令和7年度に引き続き、
令和8年度も実施します！

申請期間

令和8年4月6日(月)～令和9年2月26日(金)

※補助金は先着順、予算額に達し次第終了

対象者

以下の事項のすべてに
当てはまる方

- ・申請日現在、石狩市に住所を有する方で、自ら居住する市内の住宅に防犯対策用品を設置した方
- ・市税の滞納がない方

※令和7年度に補助を受けた方も対象

申請は1世帯
1回限り

補助額

購入・設置費用(税込)の2分の1
(上限3万円、千円未満切り捨て)

- ※いしかり地域応援商品券やポイント利用分は、購入・設置費用から除きます。
- ※設置費用は、専門業者が設置を行った場合に限り申請することができます。

今年度から市外店舗も
対象になりました

対象品目

複数品目を
組み合わせてOK

令和8年4月1日(水)以降に購入・設置した以下の①～⑧に該当する防犯対策用品(新品に限る) ※合計で税込4,000円以上。市外店舗も対象。インターネットやフリマサイト等の個人間売買で購入した商品は対象外。

- ① 防犯カメラ(ダミーカメラや屋内に設置したカメラは対象外)
- ② 人感センサーライト
- ③ 録画機能付きインターホン
- ④ 防犯フィルム
- ⑤ 防犯性の高い錠・補助錠
- ⑥ センサーアラーム
- ⑦ 詐欺被害防止電話機器
- ⑧ 防犯砂利 **NEW!**

注意事項 防犯カメラの設置場所・撮影範囲が住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に十分留意することが必要です。

問合せ・申込先:

石狩市環境市民部広聴・市民生活課(市役所1階17番窓口)
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL:0133-72-3143
E-mail:seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

オンライン申請はこちら↓



申請手続きの流れ

※窓口、郵送、オンラインのいずれかの方法でお申し込みください



① 店舗で対象の防犯対策用品を購入・設置する

- 令和8年4月1日(水)以降に店舗・事業所で購入・設置したもの(新品に限る)
- インターネットやフリマサイト等の個人間売買で購入した商品は対象外
- 領収書**(申請者氏名、購入日、販売店名、商品名、購入(及び設置)金額が記載されているもの)をもらってください。

② 申請する(窓口・郵送・オンライン)

【窓口・郵送・オンライン共通】必要な書類

- ✓ 領収書等の写し
申請者氏名、購入日、販売店名、商品名、購入(及び設置)金額が記載されているもの
- ✓ カatalogや説明書等の写し
購入した防犯対策用品の機種名(型番)や機能が確認できるもの
- ✓ 設置後の写真
家の外観全体と設置箇所がわかる写真



窓口・郵送の場合

- ✓ 補助金交付申請書・補助金交付請求書

用紙は市HPからダウンロードするか、広聴・市民生活課又は各支所市民福祉課窓口にて配布



- ✓ 支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

- ✓ 印鑑(認印)



オンラインの場合

- ✓ 本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード等



- ✓ 申請者名義の振込先口座情報の写し

金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの(通帳見開き又はキャッシュカード等)



※オンライン申請はチラシ表面のQRコードから必要事項を入力し、必要書類の画像をアップロードしてください。

③ 交付決定・振込

申請から振込まで1か月程度

※市HPにてよくある質問集を掲載していますので、併せてご確認ください。